

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(當日が休日であるときは、その翌日発行)

◇告

示

昭和五十年年度鳥取県一般会計補正予算等

目次

新たに生じた土地の確認
字の区域の変更(二件)

開発行為に関する工事の完了

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第六百十四号

昭和五十年六月定例県議会で七月七日議決された昭和五十年年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和五十年年度鳥取県官林事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和50年度鳥取県一般会計補正予算

昭和50年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,733,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		千円 34,590,635	千円 105,812	千円 34,696,447
	2 国庫補助金	20,492,904	105,812	20,598,716
11 繰越金		100,000	67,743	167,743
	1 繰越金	100,000	67,743	167,743
歳入	合計	109,560,000	173,555	109,733,555

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民 生 費		7,568,207	21,200	7,589,407
	2 児童福祉費	2,705,857	21,200	2,727,057
6 農 林 水 産 業 費		16,919,741	148,879	17,068,620
	1 農 業 費	5,758,431	80,370	5,838,801
	2 畜 産 業 費	1,059,703	67,615	1,127,318
	4 林 業 費	2,876,196	894	2,877,090
9 警 察 費		5,670,996	176	5,671,172
	1 警察管理費	5,085,707	176	5,085,883
10 教 育 費		31,293,176	3,300	31,296,476
	7 保健体育費	634,717	3,300	638,017
歳 出	合 計	109,560,000	173,555	109,733,555

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額 千円
乾しいたげ価格 安定対策事業補 助	昭和50年度		14,800

天災資金利子 補 給 補 助	昭和50年度から 昭和56年度まで	天災による被害農林漁業者等に対す る資金の融通に関する暫定措置法に基 づく資金の融資総額1,717,000千円を 限度とし、各年度の融資残高の5.75/ 100に相当する金額
果樹災害対策 利子補給補助	昭和50年度から 昭和51年度まで	昭和50年度における果樹災害につい て、鳥取県果実農業協同組合連合会及 び鳥取県経済農業協同組合連合会が17 ,935千円以内で行う利子補給額の1/ 8に相当する金額

変 更

補 正 前	補 正 後				
事 項	期 間	限 度 額 千円	事 項	期 間	限 度 額 千円
野菜価格安定 対策事業補助	昭和50年度	130,748	野菜価格安定 対策事業補助	昭和50年度	145,540

昭和50年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和50年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,760千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,980千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
3 繰越金			24,580	4,552	29,132
			1 繰越金	24,580	4,552
4 諸収入			24,211	208	24,419
			2 雑収入	3,839	208
5 県債			109,000	20,000	129,000
			1 県債	109,000	20,000
歳入	合計		231,220	24,760	255,980

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 県営林事業費			224,440	24,760	249,200
			合計	224,440	24,760

歳 出	合計	3 保育事業費	6 管理事業費	合計
		135,260	12,537	231,220
		24,260	500	24,760
		159,520	13,037	255,980

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前の限度額 千円	起債の利率 %	補正後の限度額 千円	起債の利率 %
県営林事業費	109,000	%	129,000	%
計	109,000	/	129,000	/

鳥取県告示第六百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、泊村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和四十九年八月三十一日現在 の地番による。)	新たに生じた土地 の面積
泊村大字泊字船掘場一五七一の一及び大字泊字三ノ屋 敷一五一六から一五二〇までと二体をなす国有地地先	八、七二〇・〇七 平方メートル

鳥取県告示第六百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十九年八月三十一日現在の地番による。）
大字泊字船据場	大字泊字船据場の全域並びに大字泊字船据場一五七一の一及び大字泊字三ノ屋敷一五一六から一五二〇までと一体をなす国有地地先八、七二〇・〇七平方メートル

鳥取県告示第六百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十年六月二十五日現在の地番による。）
大字津野字中尾平	大字津野字中尾平のうち六八五次一以外の区域
大字津野字馬場尻	大字津野字馬場尻の全域及び大字津野字中尾平六八五次一

鳥取県告示第六百十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年八月二日 鳥取県指令受都計第二百九十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市岩倉字棚田（二工区）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町六五九番地

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨 土 惣 市

鳥取県告示第六百十九号

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

（図面省略）

鳥取県告示第六百二十号

河川区域の廃止により、廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川 の 名 称

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年七月十五日

三 廃川敷地の位置

(一) 前・畑・蔵岡地区

西伯郡大山町大字豊房字宝仏二二三番地先から同町大字豊房字出

口河原六三七番地先まで

(二) 豊房地区

西伯郡大山町大字豊房字出口河原道ノ下二八四の四番地先から同町大字豊房字尾上ノ平一〇一の三番地先まで

(三) 前地区

西伯郡大山町大字前字欠田二五二番地先から同町大字前字宮ノ後三

〇八番地先まで

(四) 高田・押平地区

西伯郡名和町大字高田字掛田河原一二一三番地先から同町大字高田

字下河原一〇九五番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三八七、一二六・八四平方メートル

(一) 前・畑・蔵岡地区 一六五、五一〇・二九平方メートル

(二) 豊房地区 一四二、六九〇・九九平方メートル

(三) 前地区 一三、四〇七・一六平方メートル

(四) 高田・押平地区 六五、五一八・四〇平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和五十年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十年七月十六日（水） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

(2) 白ばら研修会の開催について